

広報広聴課印刷物等広告掲載取扱要領

制定 平成16年11月 8日
施行 平成16年11月 8日

1 目的

この要領は、柏市広報広聴課が作成する印刷物等に有料広告（以下「広告」という）を掲載することにより、市財政収入に寄与するとともに、地元企業の活性化及び市民への生活情報の提供に資するため、印刷物等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 広告掲載の対象

広告の掲載ができる印刷物等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載を妥当でないと認めるときは、掲載ができないものとする。

- (1) 柏市ホームページ「柏市オフィシャルウェブサイト」
- (2) 広報かしわ
- (3) その他広告掲載が可能と認められるもの

3 広告掲載の位置及び規格等

広告掲載の位置及び規格等は広告を掲載する印刷物等ごとに別に定めるものとする。

4 広告掲載の時期及び期間

広告掲載の時期及び期間は、広告を掲載する印刷物等ごとに別に定めるものとする。

5 広告掲載料

広告掲載料は、印刷物等の種類、発行部数、広告の大きさ、発行経費等を総合的に勘案して、広告を掲載する印刷物等ごとに別に定めるものとする。

6 広告掲載者の責任等

広告の内容に関する一切の責任は、印刷物等に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）及び市の指定する広告代理取扱事業者（以下「広告取扱業者」という。）が連帶して負うものとする。

7 広告掲載の取消

- (1) 市長は、広告が柏市広告物掲載取扱要領の第3項に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は広告を掲載する印刷物等に別に定める掲載の取り消しに係る事項に該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができるものとする。
- (2) 市長は、前号に該当した申込者又は広告取扱業者に対して、広告を削除するための必要経費を請求することができる。

8 掲載料の返還

市長は、広告掲載契約締結の後、申込者又は広告取扱業者の責めに帰さない事由により広告掲載ができなかつたときは、広告掲載料の一部又は全部を返還するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については広報所管部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月21日から施行する。